



新発田市・胎内市・聖籠町
定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

平成30年3月30日

新発田市 ・ 胎内市



新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏の形成に関する協定書
の一部を変更する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と胎内市（以下「乙」という。）は、平成28年10月5日に締結した新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表のⅠ 生活機能の強化に係る政策分野の部1 福祉の款に次の1項を加える。

(2) 医療・介護の充実

取組の内容	高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり自立した生活が続けることができるようにするため、在宅での医療や介護を一体的に受けられる環境を整備する。
甲の役割	圏域全体の医療と介護の連携強化を図るとともに、地域住民への普及啓発を推進するため、甲が中心となって調整を行い、乙と協働で在宅でのサービスの充実とネットワーク体制の整備を図る。
乙の役割	圏域全体の医療と介護の連携強化を図るとともに、地域住民への普及啓発を推進するため、甲と協働で在宅でのサービスの充実とネットワーク体制の整備を図る。

別表のⅠ 生活機能の強化に係る政策分野の部中3 その他の款を4 その他の款とし、2 産業振興の款を3 産業振興の款とし、1 福祉の款の次に次の1款を加える。

2 教育

(1) 図書館の相互利用

取組の内容	圏域内の図書館サービスの充実と図書資料の有効活用を図るため、図書館の相互利用を実施する。
甲の役割	甲が設置する図書館について、圏域住民に甲の定めるところによりサービスを提供する。
乙の役割	乙が設置する図書館について、圏域住民に乙の定めるところによりサービスを提供する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨



乙 胎内市新和町2番10号

胎内市

胎内市長

丹 畑 明 彦



